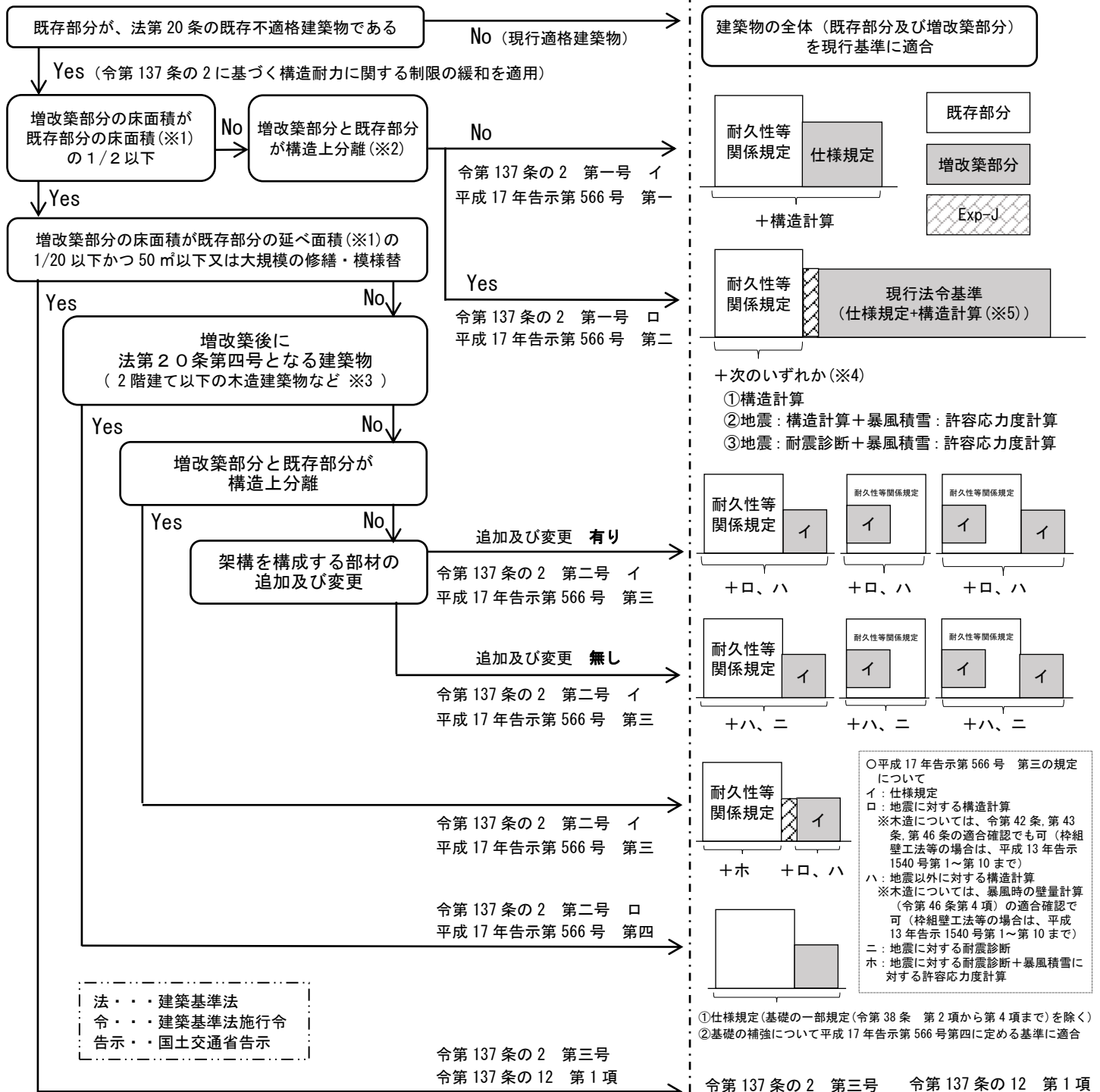


既存建築物に対する構造規定の緩和について（法第 86 条の 7・令第 137 条の 2）

既存不適格建築物に増改築等を行う場合は、既存部分を現在基準に適合させる必要があり、それには多額の費用を要したり、物理的に大変な困難を伴いますが、一定の条件（令第 137 条の 2 に規定）に適合させることで、既存不適格部分に係る制限の緩和を受けることができ、増改築が行いやすくなります。特に、増改築部分が Exp. J により既存部分に接続される場合は、大きな緩和が受けられます。



- 耐久性等関係規定**
- 令第 36 条～第 36 条の 3 (構造設計の原則等)
 - 令第 38 条第 1、5、6 項 (基礎の安全性等)
 - 令第 41 条 (木材の品質)
 - 令第 70 条 (柱の防火被覆)
 - 令第 74 条 (コンクリートの強度)
 - 令第 76 条 (型わく及び支柱の除去)
 - 令第 80 条の 2 (構造方法に関する補足)
 - 令第 37 条 (構造部材の耐久)
 - 令第 39 条第 1 項 (屋根ふき材等の緊結)
 - 令第 49 条 (外壁内部等の防腐措置等)
 - 令第 72 条 (コンクリートの材料)
 - 令第 75 条 (コンクリートの養生)
 - 令第 79 条、第 79 条の 3 (かぶり厚さ)

既存部分の建築設備（エレベーター含む）、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁は、平成 17 年告示 第 566 号 第一に定める基準に適合すること

※ 1 構造耐力関係規定が改正されたことに伴い、当該規定に適合しなくなった時点（改正法施行日）の延べ面積。
 ※ 2 「構造上分離」とは、相互に応力を与えない構造方法（Exp. J など）により建築物の部分同士を接続すること。
 ※ 3 法第 6 条第 4 号の木造建築物については、耐久性関係規定（基礎等）、土台、柱、耐力壁（1/4 バランス計算も）の仕様規定に適合すれば、構造計算不要
 ※ 4 本規定に適合していることを確認するために確認申請書に添付する図書は、構造例規 A0704 を参照
 ※ 5 増改築部分が法第 6 条第 4 号規模の場合には、※ 3 と同様。ただし、確認申請時に、基準への適合状況が確認できる図書の添付を要する。

○平成 17 年告示第 566 号 第三の規定について
 イ：仕様規定
 □：地震に対する構造計算
 ※木造については、令第 42 条、第 43 条、第 46 条の適合確認でも可（枠組壁工法等の場合は、平成 13 年告示 1540 号第 1～第 10 まで）
 ハ：地震以外に対する構造計算
 ※木造については、暴風時の壁量計算（令第 46 条第 4 項）の適合確認でも可（枠組壁工法等の場合は、平成 13 年告示 1540 号第 1～第 10 まで）
 ニ：地震に対する耐震診断
 ホ：地震に対する耐震診断+暴風積雪に対する許容応力度計算

①仕様規定（基礎の一部規定（令第 38 条 第 2 項から第 4 項まで）を除く）
 ②基礎の補強について平成 17 年告示第 566 号第四に定める基準に適合

※令第 137 条の 2 第二号は第一号に
 第三号は第一号又は第二号に適合すればよい